現行

~ 略 ~

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第12条の3 保険料の賦課額のうち一般 被保険者(法附則第7条第1項に規定する 退職被保険者等(以下「退職被保険者等」 という。)以外の被保険者をいう。の規 に係る基礎賦課額(第20条のの規 により基礎賦課額を減額するものに により基礎賦課額を刻 を含む。)の総額(以下「基礎賦 総額」という。)は、第1号に掲げる額の 見込み額から第2号に掲げる額の 見込み額を基準として算定した 額とする。

並びにその他の国民健康保险事業に要する費

の他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者

改正案

~ 略 ~

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条の3 保険料の賦課額のうち一般 被保険者(法附則第7条第1項に規定する 退職被保険者等(以下「退職被保険者等」 という。)以外の被保険者をいう。以外の被保険者をいう。 同じ。)に係る基礎賦課額(第20条の規定 により基礎賦課額を減額するものとした 場合にあつては、その減額することと なる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課 総額」という。)は、第1号に掲げる額の 見込み額から第2号に掲げる額の見込み 額を控除した額を基準として算定した 額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要 する費用(一般被保険者に係るものに 限る。)の額から当該給付に係る一部 負担金に相当する額を控除した額、入 院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護 療養費、特別療養費、移送費、高額療 養費及び高額介護合算療養費の支給 に要する費用(一般被保険者に係るも のに限る。)の額、高齢者医療確保法 の規定による前期高齢者納付金等(以 下「前期高齢者納付金等」という。) の納付に要する費用の額、保健事業に 要する費用の額、法第81条の2第1項第 1号に掲げる交付金を交付する事業に 係る同条第2項の規定による拠出金 (当該事業に関する事務の処理に要す る費用に係るものを除く。)の納付に 要する費用の額、同条第1項第2号に掲 げる交付金を交付する事業に係る同 条第2項の規定による拠出金(当該事 業に関する事務の処理に要する費用 に係るものを除く。)の納付に要する 費用の額の2分の1に相当する額並び にその他の国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険の事務(前期高

納付金等、高齢者医療確保法の規定に よる後期高齢者支援金等(以下「後期 高齢者支援金等」という。)及び高齢 者医療確保法の規定による病床転換 支援金等(以下「病床転換支援金等」 という。)並びに介護保険法(平成9年 法律第123号)の規定による納付金(以 下「介護納付金」という。)の納付に 関する事務を含む。次号において同 じ。)の執行に要する費用を除く。)の 額(退職被保険者等に係る療養の給付 に要する費用の額から当該給付に係 る一部負担金に相当する額を控除し た額、退職被保険者等に係る入院時食 事療養費、入院時生活療養費、保険外 併用療養費、療養費、訪問看護療養費、 特別療養費、移送費及び高額医療費の 支給に要する費用の額並びに後期高 齢者支援金等、病床転換支援金等及び 介護納付金の納付に要する費用の額 を除く。)の合算額から法附則第7条第 1項第2号に規定する調整対象基準額 に同号に規定する退職被保険者等所 属割合(以下「退職被保険者等所属割 合」という。)を乗じて得た額を控除 した額(高齢者医療確保法の規定によ る前期高齢者交付金がある場合には、 これを控除した額)

齢者納付金等、高齢者医療確保法の規 定による後期高齢者支援金等(以下 「後期高齢者支援金等」という。)及 び高齢者医療確保法の規定による病 床転換支援金等(以下「病床転換支援 金等」という。)並びに介護保険法(平 成9年法律第123号)の規定による納付 金(以下「介護納付金」という。)の納 付に関する事務を含む。次号において 同じ。)の執行に要する費用を除く。) の額(退職被保険者等に係る療養の給 付に要する費用の額から当該給付に 係る一部負担金に相当する額を控除 した額、退職被保険者等に係る入院時 食事療養費、入院時生活療養費、保険 外併用療養費、療養費、訪問看護療養 費、特別療養費、移送費及び高額医療 費の支給に要する費用の額並びに後 期高齢者支援金等、病床転換支援金等 及び介護納付金の納付に要する費用 の額を除く。)の合算額から法附則第7 条第1項第2号に規定する調整対象基 準額に同号に規定する退職被保険者 等 所 属 割 合 (以 下 「 退 職 被 保 険 者 等 所 属割合」という。)を乗じて得た額を 控除した額(高齢者医療確保法の規定 による前期高齢者交付金がある場合 には、これを控除した額)

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「高齢者支援金」という。)及床転換支援金の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金の納付金の納付金の納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定を登納付金の納付に要する費がでいるものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高能者支援金及び病床転換支援金並びによる都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに

介護納付金の納付に要する費用に係 るものを除く。)、法第72条の4の規定 による負担金、法第74条の規定による 補助金、法第75条の規定による補助金 (後期高齢者等支援金及び病床転換等 支援金並びに介護納付金の納付に要 する費用に係るものを除く。)及び貸 付金(後期高齢者支援金等及び病床転 換支援金等並びに介護納付金の納付 に要する費用に係るものを除く。)、 その他

国民健康保険事業 に要する費用(国民健康保険の事務の 執行に要する費用並びに後期高齢者 支援金等及び病床転換支援金等並び に介護納付金の納付に要する費用を 除く。)のための収入(法第72条の3第1 項の規定による繰入金及び法附則第7 条第1項の規定による療養給付費等交 付金(以下「療養給付費等交付金」と いう。)を除く。)の額の合算額

~ 略 ~

(基礎賦課限度額)

第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎 賦課額(一般被保険者と退職被保険者等 が同一の世帯に属する場合には、第13 条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課 額との合算額をいう。第19条及び第20 条第1項において同じ。)は、510,000円 を超えることができない。

~ 略 ~

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一 の世帯に属する場合には、第16条の6の3 の後期高齢者支援金等賦課額と第16条 の6の7の後期高齢者支援金等賦課額と の合算額をいう。第19条及び第20条第1 項において同じ。)は、160,000円を超え ることができない。

介護納付金の納付に要する費用に係 るものを除く。)、法第72条の5の規定 による負担金、法第74条の規定による 補助金、法第75条の規定による補助金 (後期高齢者等支援金及び病床転換等 支援金並びに介護納付金の納付に要 する費用に係るものを除く。)及び貸 付金(後期高齢者支援金等及び病床転 換支援金等並びに介護納付金の納付 に要する費用に係るものを除く。)、 法第81条の2第1項の規定による交付 金並びにその他の国民健康保険事業 に要する費用(国民健康保険の事務の 執行に要する費用並びに後期高齢者 支援金等及び病床転換支援金等並び に介護納付金の納付に要する費用を 除く。)のための収入(法第72条の3第1 項の規定による繰入金及び法附則第7 条第1項の規定による療養給付費等交 付金(以下「療養給付費等交付金」と いう。)を除く。)の額の合算額

~略~

(基礎賦課限度額)

第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎 賦課額(一般被保険者と退職被保険者等 が同一の世帯に属する場合には、第13 条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課 額との合算額をいう。第19条及び第20 条第1項において同じ。)は、520,000円 を超えることができない。

~ 略 ~

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の12 第16条の6の3又は第16 第16条の6の12 第16条の6の3又は第16 条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一 の世帯に属する場合には、第16条の6の3 の後期高齢者支援金等賦課額と第16条 の6の7の後期高齢者支援金等賦課額と の合算額をいう。第19条及び第20条第1 項において同じ。)は、170,000円を超え ることができない。

~ 略 ~

(介護納付金賦課限度額)

000円を超えることができない。

~ 略 ~

(保険料の減額)

- 第20条 次の各号に該当する納付義務者 に対して課する保険料の賦課額のうち 基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の 基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定 める額を減額して得た額(当該減額して 得た額が510,000円を超える場合には、5 10,000円)とする。
 - (1) (略)
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山 林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合算額が 地方税法第314条の2第2項に掲げる金 額に245,000円に当該年度の保険料賦 課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合には、その発生した 日とする。)現在において当該世帯に 属する被保険者の数及び特定同一世 帯所属者の数の合計数を乗じて得た 額を加算した金額を超えない世帯に 係る保険料の納付義務者であつて前 号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被 保険者のうち当該年度分の基礎賦課 額の被保険者均等割額の算定の対象 とされるものの数を乗じて得た額と イに掲げる額とを合算した額

- ア当該年度分の基礎賦課額の被保 険者均等割の保険料率に10分の5を 乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯 別平等割の保険料率に10分の5を乗 じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分 して計算される所得の金額の合算額

~ 略 ~

(介護納付金賦課限度額)

第16条の12 第16条の8の賦課額は、140, 第16条の12 第16条の8の賦課額は、160, 000円を超えることができない。

~ 略 ~

(保険料の減額)

- 第20条 次の各号に該当する納付義務者 に対して課する保険料の賦課額のうち 基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の 基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定 める額を減額して得た額(当該減額して 得た額が520,000円を超える場合には、5 20,000円)とする。
 - (1) (略)
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山 林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額の合算額が 地方税法第314条の2第2項に掲げる金 額に260,000円に当該年度の保険料賦 課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合には、その発生した 日とする。)現在において当該世帯に 属する被保険者の数及び特定同一世 帯所属者の数の合計数を乗じて得た 額を加算した金額を超えない世帯に 係る保険料の納付義務者であつて前 号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被 保険者のうち当該年度分の基礎賦課 額の被保険者均等割額の算定の対象 とされるものの数を乗じて得た額と イに掲げる額とを合算した額

- ア当該年度分の基礎賦課額の被保 険者均等割の保険料率に10分の5を 乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯 別平等割の保険料率に10分の5を乗 じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び 山林所得金額並びに他の所得と区分 して計算される所得の金額の合算額

が地方税法第314条の2第2項に掲げる 金額に450,000円に当該年度の保険料 試課期日(賦課期日後に保険料の発生した場合には、その発生した場合には、て当該世帯においび特定の数及を乗じに属する被保険者の数及を乗じに属する被保険者の台計数を乗じに世帯である保険料の納付義務者である保険料の納付義務者である。)

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保 険者均等割の保険料率に10分の2を 乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯 別平等割の保険料率に10分の2を乗 じて得た額
- 2 (略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第13条又は第16条の2」とあるの は「第16条の6の3又は第16の6の7」と、 「510,000円」とあるのは「160,000円」 と、第2項中「第16条」とあるのは「第1 6条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13条又は第16条の2」とあるのは「第16 条の8」と、「510,000円」とあるのは「1 40,000円」と、第2項中「第16条第2項及 び第3項」とあるのは「第16条の11第2 項及び第3項」と読み替えるものとする。

 \sim 略 \sim

が地方税法第314条の2第2項に掲げる 金額に470,000円に当該年度の保険料 賦課期日(賦課期日後に保険料の納付 義務が発生した場合には、その発生世 た日とする。)現在においび特定に 属する被保険者の数及び特定に に属する被保険者の数を乗じて世 帯所属者の数の合計数を乗じて世 に係る保険料の納付義務者で に係る保険料の納付義務者で 12号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保 険者均等割の保険料率に10分の2を 乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯 別平等割の保険料率に10分の2を乗 じて得た額
- 2 (略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等 賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」 と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16の6の7」と、 「520,000円」とあるのは「170,000円」 と、第2項中「第16条」とあるのは「第1 6条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金 賦課額の減額について準用する。この場 合において、第1項中「基礎賦課額」と あるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13条又は第16条の2」とあるのは「第16 条の8」と、「520,000円」とあるのは「1 60,000円」と、第2項中「第16条第2項及 び第3項」とあるのは「第16条の11第2 項及び第3項」と読み替えるものとする。

~ 略 ~

(制定附則)

附 則

第1条~第5条(略)

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第6条 平成22年度から平成26年度まで
の各年度における第12条の3の規定の適
用については、同条第1号中「保健事業
に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業
に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

第7条

(制定附則)

附 則

第1条~第5条(略)

(削る)

第6条

(改正附則)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民 健康保険条例の規定は、平成27年度以後 の年度分の保険料から適用し、平成26 年度分までの保険料については、なお従 前の例による。